

公益財団法人横浜企業経営支援財団 横浜知財みらい企業支援事業 実施要綱

制 定 平成 30 年 4 月 2 日
最近改正 平成 30 年 6 月 11 日

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）が、横浜知財みらい企業支援事業の実施にあたり必要な事項を定める。
- 2 本事業は、経営に貢献する知的財産活動に積極的に取り組む企業の支援を行っていくことで、独自の技術やサービスを活かし、付加価値が高く、国際競争力のある新技術・新製品等を次々と創造する企業を育成し、横浜経済のさらなる活性化を図っていくことを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 横浜知財みらい企業

本事業において「横浜知財みらい企業」とは、知的財産活動を通じて経営基盤を強化し、未来に向けて成長を志向する企業をいう。

(2) 中小企業

本事業において「中小企業」とは、中小企業基本法第 2 条に規定された要件に該当する会社をいう。

(3) 知的財産

本事業において「知的財産」とは、知的財産基本法第 2 条で定義されたものをいう。

(4) 知的財産活動

本事業において「知的財産活動」とは、知的財産制度を利用して競争力を強化する企業活動をいう。

(5) 営業秘密

本事業において「営業秘密」とは、不正競争防止法第 2 条第 6 項で定義されたものをいう。

(6) 本社

本事業において「本社」とは、商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所をいう。

(7) 倒産等

本事業において「倒産等」とは、企業が、銀行等取引停止処分、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社更生法による更生手続開始の申立て、破産法による破産の申立て、会社法による特別清算開始の申立て、市保証協会による代位弁済の実行（代位弁済見込みを含む）のいずれかの状況、又は、企業活動の継続が困難な状況に該当するということが、倒産企業、国又は地方公共団体、金融機関や調査会社等からの情報により確認できる場合をいう。

(8) 市税

本事業において「市税」とは、法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税をいう。

(事業の内容等)

第3条 本事業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 経営に貢献する知的財産活動の定着状況に関する評価
 - (2) 横浜知財みらい企業の認定
 - (3) 前号の認定を受けた企業(以下「認定企業」という。)に対する広報支援、金融支援等
 - (4) 申請企業に対するコンサルティング支援等
 - (5) その他知財みらい企業支援事業の実施に必要な一切の業務
- 2 本事業で対象とする知的財産は、特許権、実用新案権、意匠権(各々出願中を含む)、それらを補完する営業秘密又は独自の技術やサービス等をノウハウとして保有・管理しているものとする。

(申請資格者)

第4条 創作的な活動を通じて、独自の技術やサービス等を展開し、次の各号の要件に適合する中小企業とする。

- (1) 横浜市内に本社があること
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 申請時点において倒産等の状況にないこと
- (4) 前条第2項に係る知的財産を有していること
- (5) 前号に係る知的財産を管理する部署や担当等を設けていること
- (6) 同一年度内に、本事業の評価を受けていないこと
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)ではないこと
- (8) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者がいないこと
- (9) その他財団が定める条件を満たしていること

(認定の申込み)

第5条 横浜知財みらい企業の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を財団が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 横浜知財みらい企業評価・認定申請書(第1号様式)
- (2) 横浜知財みらい企業事業計画書(第2号様式)
- (3) 決算報告書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、株主資本変動計算書、個別注記表等)(直近3期分、前年度申請企業は直近1期分でも可)
- (4) 残高試算表(申請日の前々月分)
- (5) 直近1年分の市税納税証明書(法人市民税が非課税の場合には、滞納がない証明書)
ただし、1年以内に市内に移転又は市内で創業した場合は履歴事項全部証明書(発行後3

か月以内)

(6) 役員等氏名一覧表(第3号様式)

(7) 非課税確認同意書(事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税科目がある場合)(第4号様式)

(8) その他財団が必要とする書類

(認定の手続き)

第6条 認定の手続きは次の各号のとおりとする。

(1) 財団は、第5条で定める必要書類を受理の上、専門機関への委託により評価を行う。

(2) 財団は、前号の評価に基づき、横浜市と共同で実施する「認定に係る評価者会議」により、経営に貢献する知的財産活動の定着状況が一定水準以上と認められる企業を横浜知財みらい企業に認定する。

2 財団は、認定企業に対し、横浜知財みらい企業認定通知書(第5号様式)によりその旨を通知するものとする。

3 財団は、認定外企業に対し、横浜知財みらい企業評価結果通知書(第6号様式)によりその旨を通知するものとする。

(認定証等の交付)

第7条 財団は、認定企業に対し、横浜市との連名による認定証を交付するものとする。

(認定期間)

第8条 認定期間は、特別に決定された場合を除き、認定の日から1年間とする。

2 認定回数が5回以上の企業については、認定期間を、認定の日から2年間とする。

(呼称の使用)

第9条 何人も第5条及び第6条の規定に基づく手続きを経て認定を受けなければ、横浜知財みらい企業の呼称及びロゴマークを使用することはできない。

2 呼称及びロゴマークの使用用途は、次に定めるものとする。

(1) 認定企業のWebサイト及び紙媒体の内部・外部広報用冊子

(2) 認定企業の役員・従業員等の名刺

(3) その他財団が認めるもの

(評価・認定の取消し及び撤回)

第10条 財団は、認定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、横浜知財みらい企業の評価・認定を取消し又は認定を撤回することができる。

(1) 日本の法令又は本要綱に違反した場合

(2) 偽りその他不正の手段によって本事業の認定を受けたとき

(3) 公序良俗に反する行為があると認められるとき

(4) 倒産等の状況にあると認められるとき

(5) 第4条の規定に適合しなくなったとき

- 2 財団は、前項の規定により、評価・認定を取り消す場合は、認定企業に対し横浜知財みらい企業認定取消し通知書（第7号様式）によりその旨を通知するものとする。
- 3 財団は、第1項の規定により、認定を撤回する場合は、認定企業に対し横浜知財みらい企業認定期間変更通知書（第8号様式）によりその旨を通知するものとする。

（警察本部への確認）

第11条 財団は、必要に応じて第4条に係る申請資格者及び第6条の認定を受けた者が、第4条第7号から第8号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（市税納税の確認）

第12条 市長は、必要に応じて第4条に係る申請資格者及び第6条の認定を受けた者の市税の納税について、そのものの同意に基づき、横浜市財政局長に対して確認を行うことができる。

（その他）

第13条 この要綱により定めるもののほか、必要な事項は、財団が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、横浜知財みらい企業支援事業実施要綱（平成23年2月10日制定 経観経創第501号 横浜市経済局長決裁）の廃止の際の同要綱（平成30年4月1日廃止 経経第763号 横浜市経済局長決裁）附則第2項の経過措置に基づき、平成29年9月1日に同要綱により認定を受けた企業に関しては、その認定期間が1年間であるものにあつては平成30年11月30日までを、同期間が2年間であるものにあつては平成31年11月30日までを、それぞれ認定期間とみなすものとする。